

平成27年2月定例会

総務委員会説明資料
(その4)

経営戦略部
監察局
出納局

目 次

提 出 予 定 案 件

1 一般会計・特別会計予算	1
(1) 地 方 債	1
2 その他の議案等	2
(1) 条 例 案	2

1 一般会計・特別会計予算

(1) 地方債

一般会計

(ア) 追加

(単位：千円)

起債の目的 企 画 事 業	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	15,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることがきる。
計	15,000			

2 その他の議案等

(1) 条例案

① 徳島県部等設置条例の一部を改正する条例 (人事課行政改革室)

ア 改正の理由

国、地方ともに地方創生の取組が急務となる中、県を挙げて、外国人観光客の戦略的な誘致等の創意工夫を凝らした観光政策を迅速かつ的確に展開し、もって本県経済の飛躍的発展に資するため、商工労働部を商工労働観光部に改組する必要がある。

イ 改正の概要

商工労働部を商工労働観光部に改組することとする。

ウ 施行期日

この条例は、平成27年5月1日から施行する。

② 徳島県税条例の一部を改正する条例 (税務課)

ア 改正の理由

地方税法の一部が改正され、法人税改革の一環として法人事業税の所得割の税率の引下げと外形標準課税の拡大等が行われることに伴い、所要の整備を行う等の必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 法人の均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額について、資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、資本金と資本準備金の合算額とする措置を講ずることとする。

- (イ) 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等について、配当割及び株式等譲渡所得割の特別徴収の特例を設けることとする。
- (ウ) 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人に係る事業税の所得割の税率の引下げ及び外形標準課税の拡大を2年間で段階的に行うこととする。
- (エ) 宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅の取得後2年以内に、一定の改修工事を行った後、当該住宅を個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供する場合について、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告の手続を定めることとする。
- (オ) 住宅及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長することとする。
- (カ) その他所要の改正を行うこととする。

ウ 施行期日

この条例は、平成27年4月1日（一部については、平成28年1月1日、同年4月1日又は平成29年1月1日）から施行する。

